

(監査委員事務局第一課 監査結果に関する措置状況の公表 (財政的援助団体等監査))

監査委員公表第 707 号

令和 5 年 3 月 31 日付け監査第 915 号で提出した財政的援助団体等監査の結果に関する報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 14 日

大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通
大分県監査委員	長		野	恭	子
大分県監査委員	古	手	川	正	治
大分県監査委員	吉		村	哲	彦

監査対象団体 (所管課)	監査実施日	監査結果及び措置状況
公益財団法人アル ゲリッチ芸術振興 財団 (企画振興部 芸術文化スポーツ 振興課)	令和 4 年 10 月 18 日 令和 5 年 1 月 13 日	<p>注意事項</p> <p>コンサートチケットやグッズ販売等に係る現金収入の取扱いについて、財団会計処理規則の規定に則らず、約 1 箇月間事務所の金庫に保管している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>現金収入の取扱いについて、財団会計処理規則に則り、適正な取扱いを徹底するよう指導した。財団では、直ちに、事務局職員に当該規則を周知徹底した。なお、規則で必要最小限としていた小口現金の額を具体的に内規で定め、現金残高と現金出納簿の残高を毎日複数人で確認し、その額を超える現金については、必ず翌日までに金融機関に預け入れるよう、取扱いを徹底した。</p>
公益財団法人アル ゲリッチ芸術振興 財団 (企画振興部 芸術文化スポーツ 振興課)	令和 4 年 10 月 18 日 令和 5 年 1 月 13 日	<p>注意事項</p> <p>通勤手当の支給について、財団職員の給与に関する規程に定める認定及び支給額の決定手続を行わずに支給していた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>通勤手当の支給について、財団職員の給与に関する規程に則り、適正な取扱いを徹底するよう指導した。財団では、直ちに、事務局職員に当該規程を周知徹底した。また、「通勤手当の</p>

		認定及び支給額が決定されているか」、「認定簿に記載済であるか」といったチェック表を作成し、給与データ入力時に複数人で確認する体制を整えた。
公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団（企画振興部芸術文化スポーツ振興課）	令和4年10月18日 令和5年1月13日	<p>注意事項</p> <p>臨時職員の人件費について、臨時職員の管理に関する規程に明記されていない寸志を支給している実態が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>臨時職員の手当等の支給について、臨時職員の管理に関する規程を見直し、適正な取扱いを行うよう指導した。財団では、臨時職員に対して賞与を支給できるよう規程を改正した。</p>
学校法人平松学園（生活環境部私学振興・青少年課）	令和4年12月13日・14日	<p>注意事項</p> <p>大分県私立学校運営費補助金の対象である職員の家族手当について、給与ソフトの入力漏れにより1年8箇月間にわたり過大に支給されている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>以下の2点について法人へ指導を行った。</p> <p>(1) 認定を行った際は、各種手当の認定資料と給与ソフトの入力データを複数人で確認するとともに、給与事務担当者間での引継を徹底すること。</p> <p>(2) 毎月、支給額及び認定状況の変更の有無を確認すること。</p>
学校法人日田佐藤学園（福祉保健部こども未来課、生活環境部私学振興・青少年課）	令和4年12月19日	<p>注意事項</p> <p>大分県私立学校運営費補助金の執行について、会計伝票の決裁手続を行わず、また契約を全て一者随意契約で行うなど不備が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>支出にあたっては複数人で確認を行い、経理責任者の承認を得ることや、予定価格が5万円以上の契約をする場合は2者以上から見積を徴することなど、経理規程を改正するとともに、改正した規程に則った会計処理を行うよう法人を指導した。</p>

社会福祉法人生愛 会（福祉保健部高 齢者福祉課）	令和5年1月17日	<p>注意事項</p> <p>「軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金」の補助対象となる通勤・住居・扶養手当の認定手続を行わずに手当を支給していた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>規定に基づく届出様式を提出することに加え、次の事項を徹底した上で手当の認定を行うよう監査対象団体を指導した。</p> <p>(1) 通勤手当 自宅から勤務地までの距離及び経路を記載した地図を添付すること。</p> <p>(2) 住居手当 賃貸契約書の写し又は登記簿の写しを添付すること。</p> <p>(3) 扶養手当 保険証の写し、学生証の写し又は配偶者の所得証明書を添付すること。</p>
--------------------------------	-----------	--